

<R4年 実務要綱 4章 記載誤りの訂正>

第1 昇降機定期検査報告書の作成要領

1. 定期検査報告書(第一面)～(第三面)..... 4-1

4-11. 13. 17 誤記訂正
4-14 注釈文訂正

2. 主索又は鎖で吊るエレベーター検査結果表 4-8

4-23 誤記訂正

3. 油圧エレベーター検査結果表..... 4-21

4. 段差解消機検査結果表..... 4-30

5. いす式階段昇降機検査結果表..... 4-37

6. エスカレーター検査結果表 4-41

4-51 誤記訂正

7. 小荷物専用昇降機検査結果表..... 4-49

8. 特殊な構造を有するエレベーター検査結果表... 4-56

a) 可変速度方式エレベーター (大臣認定物件)

b) 平形ロープ使用エレベーター

c) リニアモーター式エレベーター

4-62 誤記訂正

第2 制御器の判定方法と記入例..... 4-61

4-62. 69 誤記訂正
4-66 注釈文訂正

第3 主索又は鎖・調速機ロープの判定方法..... 4-65

4-72 誤記訂正

第4 主索の摩耗・摩損・錆の記入例..... 4-71

4-80 記入例訂正

第5 「特記事項」の記入例..... 4-78

第6 別添1様式・別添2様式の記入例..... 4-81

第7 既存不適格の判断基準..... 4-88

<R4年 実務要綱 4章 誤記の訂正>

① 4-11 主索又は鎖で吊るエレベーター検査結果表 (4文字訂正)

1 (1) 機械室への通路及び出入口の戸

①機械室の出入口戸、手すり、通路、階段の状況を確認する。次の場合は「要是正」となる。

- ②出入口戸：解錠若しくは施錠ができない場合
- ③出入口：幅 0.7m 未満、高さ 1.8m 未満
- ④機械室に通ずる階段：けあげ 23cm 以上、踏面 15cm 未満、当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合において手すりがないとき
- ⑤機械室までの通路：高さ 1.8m 未満 又は幅 0.7m 未満

①機械室の出入口戸、手すり、通路、階段の状況を確認する。次の場合は「要是正」となる。

- a) 出入口戸：解錠若しくは施錠ができない場合
- b) 出入口：幅 0.7m 未満、高さ 1.8m 未満
- c) 機械室に通ずる階段：けあげ 23cm 以上、踏面 15cm 未満、当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合において手すりがないとき
- d) 機械室までの通路：高さ 1.8m 未満 又は幅 0.7m 未満

② 4-13 1 (14) 巻上機「ブレーキ」 (2文字削除、4文字追加)

④ 「プランジャーストローク」

a)プランジャーストローク測定は、要改善ブレーキ(※1) に該当するブレーキに対して実施する。

(※1) 要改善ブレーキ

イ)プランジャーストロークの移動が拘束される、又はブレーキスプリングのばね力により推力が低下する可能性のある構造のブレーキを有するもので、これら安全確保のための改善措置が必要である構造の**ブレーキ**をいう。具体的には、事務連絡に示す**ブー**に基づき製造者等が示すもの。

[国土交通省住宅局建築指導課 事務連絡(平成 28 年 11 月 1 日) 抜粋]

ロ)要改善ブレーキ指定以外のブレーキは、構造上対象外として、「イ」を○で囲む。1(14)項でのプランジャーストローク測定・記入は不要。但し、製造者が検査を指定する場合は、「上記以外の検査項目」**以外**は「特記事項」欄に製造者指示に従い記入する(※2)。

a)プランジャーストローク測定は、要改善ブレーキ(※1) に該当するブレーキに対して実施する。

(※1) 要改善ブレーキ

イ)プランジャーストロークの移動が拘束される、又はブレーキスプリングのばね力により推力が低下する可能性のある構造のブレーキを有するもので、これら安全確保のための改善措置が必要である構造の**ブレーキ**をいう。具体的には、事務連絡に示す**ブロー**に基づき製造者等が示すもの。

[国土交通省住宅局建築指導課 事務連絡(平成 28 年 11 月 1 日) 抜粋]

ロ)要改善ブレーキ指定以外のブレーキは、構造上対象外として、「イ」を○で囲む。1(14)項でのプランジャーストローク測定・記入は不要。但し、製造者が検査を指定する場合は、「上記以外の検査項目」**もしく**は「特記事項」欄に製造者指示に従い記入する(※2)。

③ 4-14 検査項目 主索又は鎖 (注釈文訂正)

<p>③ 主索又は鎖</p> <p>「なし」の場合 その他の <input type="checkbox"/> 内項目は記入不要。空欄とする。 (「-」とするのが望ましい) ・「あり」の場合は所定欄を記入する。</p>	<p>(あり・なし)</p> <p>谷部が赤錆色に見える主索の (番号を記入)</p> <p>直径(mm) 未摩耗直径(mm)</p> <p>該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()</p>	<p>1構成より1ピッチ内の最大の索線の切れ数 本</p>
	<p>主索本数(本数を記入本)</p> <p>要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()</p>	<p>鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号(番号を記入)</p> <p>測定長さ((B) mm) 基準長さ((A) mm) 伸び %</p>
<p>③ 主索又は鎖</p> <p>「なし」の場合 その他の <input type="checkbox"/> 項目のうち判定基準にハを記入しその他は空欄とする。 ・「あり」の場合は所定欄を記入する。</p>	<p>(あり・なし)</p> <p>谷部が赤錆色に見える主索の (番号を記入)</p> <p>直径(mm) 未摩耗直径(mm)</p> <p>該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()</p>	<p>1構成より1ピッチ内の最大の索線の切れ数 本</p>
	<p>鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号(番号を記入)</p> <p>測定長さ((B) mm) 基準長さ((A) mm) 伸び %</p>	<p>谷部赤錆色「あり」の場合 判定基準はP4-67の(注意)表2の指定の記号で記入する。 「該当なし」等の記入はマチガイ</p>

④ 4-17 4 (11) 施錠装置 (2文字削除)

b) スイッチが設置されていない場合の施錠装置としての判定は「4 (1 2) 昇降路における壁又は囲い」での確認項目となる。

(※) 昇降路出入口、エレベーター点検口、煙感知器点検口の施錠装置としての検査は「4 (1 2) 昇降路における壁又は囲い」で判定する。[17年業務基準書 P287 表による]

b) スイッチが設置されていない場合の施錠装置としての判定は「4 (1 2) 昇降路における壁又は囲い」での確認項目となる。

(※) 昇降路出入口、エレベーター点検口、煙感知器点検口の施錠装置としての検査は「4 (1 2) 昇降路における壁又は囲い」で判定する。[17年業務基準書 P287 表による]

⑤ 4-23 油圧エレベーター検査結果表 (4文字訂正)

1 (1) 機械室への通路及び出入口の戸

① 機械室の出入口戸、手すり、通路、階段の状況を確認する。次の場合は「要是正」となる。

② 出入口戸：解錠若しくは施錠ができない場合

③ 出入口：幅 0.7m 未満、高さ 1.8m 未満

④ 機械室に通ずる階段：けあげ 23cm 以上、踏面 15cm 未満、当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合において手すりがないとき

⑤ 機械室までの通路：高さ 1.8m 未満 又は幅 0.7m 未満

① 機械室の出入口戸、手すり、通路、階段の状況を確認する。次の場合は「要是正」となる。

a) 出入口戸：解錠若しくは施錠ができない場合

b) 出入口：幅 0.7m 未満、高さ 1.8m 未満

c) 機械室に通ずる階段：けあげ 23cm 以上、踏面 15cm 未満、当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合において手すりがないとき

d) 機械室までの通路：高さ 1.8m 未満 又は幅 0.7m 未満

⑥ 4-51 小荷物専用昇降機 検査結果表 (2文字訂正)

1(4) 制御器 (接触器、継電器及び運転制御用基板)

告示 別表第1～6 [17年業務基準書 P65・66、84、105、110、115、121]

(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	ハ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ニ 変形があること。

告示 別表第1～6 [17年業務基準書 P65・66、84、105、110、115、121]

(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

⑦ 4-62 1 () 制御器 (接触器、継電器及び運転制御用基板) (2文字訂正)

① 接触器の判定は、別表第1～6で指示されているとおり目視と交換基準の2つで判定する必要がある。

告示 別表第6 [2017年業務基準書 P121]

(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	ハ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ニ 変形があること。

告示 別表第6 [2017年業務基準書 P121]

(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

⑧ 4-66 2 () 主索又は鎖 (注釈文訂正)

ロープ式・油圧式 2(3) 段差解消機 2(17) 小荷物専用 3(1)

2 () 主索又は鎖 ロープ式・油圧式 2(3) 段差解消機 2(17) 小荷物専用 3(1)				
主索又は鎖 (*)	径の状況	最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	% 要是正 = 90%未滿 要重点点検 = 92%未滿	
	索線切れ	最も摩損した主索の番号 (番号を記入)	1よりピッチ内の索線切れ数 本	
		該当する索線切れ判定基準 ()	判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する。 「該当なし」等の記入はマチガイ	
	索線切れが生じた部分の断面積の割合	該当する索線切れ判定基準 ()	1構成より1ピッチ内の最大の索線の切れ数 本	
		索線切れがない場合、両方を抹消する。 70%超～70%以下		
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分	(あり・なし) 谷	%	
鎖	部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	1構成より1ピッチ内の最大の索線の切れ数 本		
	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	谷部赤錆色「あり」の場合 判定基準を、(注意)表2の指定の記号で記入 「該当なし」等の記入はマチガイ		
	主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()			
	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 (番号を記入) 測定長さ ((B) mm) 基準長さ ((A) mm)	伸び %	伸び率 (%) = $\frac{B-A}{A} \times 100$ 要是正 = 1.5%以上	
	鎖本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の鎖の番号 ()			

2 () 主索又は鎖 ロープ式・油圧式 2(3) 段差解消機 2(17) 小荷物専用 3(1)				
主索又は鎖 (*)	径の状況	最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	% 要是正 = 90%未滿 要重点点検 = 92%未滿	
	索線切れ	最も摩損した主索の番号 (番号を記入)	1よりピッチ内の索線切れ数 本	
		該当する索線切れ判定基準 ()	判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する。 「該当なし」等の記入はマチガイ	
	索線切れが生じた部分の断面積の割合	該当する索線切れ判定基準 ()	1構成より1ピッチ内の最大の索線の切れ数 本	
		索線切れがない場合、両方を抹消する。 70%超～70%以下		
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分	(あり・なし) 谷	%	
鎖	部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	1構成より1ピッチ内の最大の索線の切れ数 本		
	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	谷部赤錆色「あり」の場合 判定基準を、(注意)表2の指定の記号で記入 「該当なし」等の記入はマチガイ		
	主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()			
	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 (番号を記入) 測定長さ ((B) mm) 基準長さ ((A) mm)	伸び %	伸び率 (%) = $\frac{B-A}{A} \times 100$ 要是正 = 1.5%以上	
	鎖本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の鎖の番号 ()			

⑨ 4-69 主索又は鎖・調速機ロープの判定 (1文字追加)

主索又は鎖・調速機ロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	索線の状況が確認できないこと	-	
		2 点状の腐食が多数生じている場合	表面が点状の腐食が多数生じていること	-	
		3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満である場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。	-	
		4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の索線切れが2本を超えていること。	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること。	

主索又は鎖・調速機ロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	索線の状況が確認できないこと	-	
		2 点状の腐食が多数生じている場合	表面が点状の腐食が多数生じていること	-	
		3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満である場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。	-	
		4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の索線切れが2本を超えていること。	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること。	

⑩ 4-72 主索の摩耗・摩損・錆の記入例 [事例1~14] (1文字訂正)

【事例：1】 索線切れ及び錆は認められない。《指摘なし》

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
(3)	主索又は主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (11.8 mm) 末摩耗直径 (12.0 mm)			98.3 %	○	
		索線切れ 最も摩損した主索の番号 (索線切れなし) 該当する索線切れ判定基準 (ハ) 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下			1よりピッチ内の索線切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内の最大の索線切れ数 0 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (ありなし)			- %		
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)			1構成より1ピッチ内の最大の索線切れ数 - 本		
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)			- 本		
	鎖	主索本数 (3 本)					
		要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()					
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号 ()					
		測定長さ (mm) 基準長さ (mm) 伸び %					
		鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

【別添】 最も摩耗した位置の写真を添付する。

【事例：1】 索線切れ及び錆は認められない。《指摘なし》

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
(3)	主索又は主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (11.8 mm) 末摩耗直径 (12.0 mm)			98.3 %	○	
		索線切れ 最も摩損した主索の番号 (索線切れなし) 該当する索線切れ判定基準 (ハ) 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下			1よりピッチ内の索線切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内の最大の索線切れ数 0 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (ありなし)			- %		
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)			1構成より1ピッチ内の最大の索線切れ数 - 本		
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)			- 本		
	鎖	主索本数 (3 本)					
		要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()					
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号 ()					
		測定長さ (mm) 基準長さ (mm) 伸び %					
		鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

【別添】 最も摩耗した位置の写真を添付する。

⑪ 4-80 「特記事項」記入例 (4文字削除(一)追加)

検査対象外の連絡の記載例					
2(8)	はかり装置	警報、かご・乗場の戸及び取付けの状況	検査項目対象外	項目抹消	検査年月
3(12)	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	検査項目対象外	項目抹消	検査年月
2(10)	地震時等管制運転装置	昇降行程は7m以下か	昇降行程5mのため、検査対象外	項目抹消	検査年月
2(1)	圧力配管	継手、配管	継手、配管の一部が埋設のため確認できず。	項目抹消	検査年月

検査対象外の連絡の記載例					
2(8)	はかり装置	警報、かご・乗場の戸及び取付けの状況	検査項目対象外	項目抹消	検査年月
3(12)	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	検査項目対象外	項目抹消	検査年月
2(10)	地震時等管制運転装置	昇降行程は7m以下か	昇降行程5mのため、検査対象外	項目抹消	検査年月
2(1)	圧力配管	継手、配管	継手、配管の一部が埋設のため確認できず。	-	検査年月